

# 企画競争実施の公示

令和元年11月8日

東北運輸局総務部長 谷藤 耕治

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

### (1) 業務名

秋田運輸支局自動販売機設置営業

### (2) 業務内容

秋田運輸支局1階正面玄関風除室内に自動販売機（清涼飲料水）を設置し、来庁者の利便に資することを目的とする。

### (3) 業務場所

秋田運輸支局

秋田市泉字登木74-3

### (4) 業務期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年とし、更新はしない。

なお、業務の開始時期については、施設の状況等により変更もあり得る。

## 2. 国有財産の使用許可

(1) 本業務を行う者は、業務に係る国有財産の使用許可を得るとともに、使用面積に応じた国有財産使用料を支払わなければならない。

(2) 国有財産の使用許可は、東北運輸局長が行う。

## 3. 企画競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条及び71条の規定に該当しない者であること。

(2) 東北運輸局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

(3) 良質な商品又は優良なサービスを提供できる能力と実績を有すること。

(4) 国税及び地方税を完納していること。

(5) 経営の状況又は信用度が極端に悪化していないと認められる者であり、適正な業務履行が確保される者であること。

(6) 下記4の説明会に参加した者であること。

(7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号又は第6号の規程に該当しない者であること。さらに、公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かす恐れのある団体に属する者ではないこと。

## 4. 説明会

### (1) 説明会の日時、場所

日時：令和元年11月20日13時30分から14時30分までを予定

場所：秋田市泉字登木74-3

秋田運輸支局 2階会議室

### (2) 説明会への参加申し込み

説明会への参加を希望する者は、令和元年11月18日17時までに、下記(3)

①②のいずれかへ電話連絡による申し込みもしくは下記項目を記載し、ファクシミリによる申し込みとする。

○事業所名

○出席者役職・氏名

○連絡先電話番号

### (3) 担当部局等

①〒983-8537 仙台市宮城野区鉄砲町1番地

東北運輸局総務部会計課 担当：管財係 中山  
電話 022-791-7506 内線238 ファクシミリ 022-299-8874

②〒010-0816 秋田市泉字登木74-3  
東北運輸局秋田運輸支局総務企画部門 担当：田口  
電話 018-863-5811 ファクシミリ 018-862-9907

(4) 提案要領(説明書)の交付期間、場所及び方法

日時：令和元年11月8日から令和元年11月20日までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時00分から17時00分。

場所：(3)①②に同じ。

方法：東北運輸局総務部会計課管財係及び秋田運輸支局総務企画部門において交付説明書の交付を希望する場合は、あらかじめ(3)の担当(①②のいずれか一方)まで電話にて事前連絡を行うこと。

5. 企画提案書の提出期限、場所及び方法

令和元年12月12日17時までに、上記4.(3)(①②のいずれか一方)に持参又は郵送すること。(郵送の場合は、書留郵便とし、提出期限必着とする。)

なお提出された書類は返却しない。

※企画提案書の詳細は、提案要領に記載する。

6. 談合等不正行為があった場合の措置

受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、東北運輸局は指名停止等の措置をとる場合がある。

(1) この業務に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

(2) 納付命令又は独占禁止法第7条の規定に基づく排除措置命令(次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この業務に関し、独占禁止法第3条の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者に独占禁止法第3条の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この業務が当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この業務に関し、受注者(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

7. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語又は通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口は上記3.(3)①とする。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で他の目的への使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、又は、国有財産使用料の提案において、国が算定する選定基準の金額より低い使用料の提案を行った場合は、当該企画提案書を無効にする。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害する恐れがないものについて、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定しただけであり、国有財産の使用許可手続きの完了までは、国から国有財産の使用を許可されたものではない。

(8) その他の詳細は提案要領による。